



## リスク管理と健全性の状況

金融機関の信頼の源ともいえるリスク管理や、個人情報・機密情報といった情報資産の管理状況、自己資本や不良債権の状況について紹介しています。

---

農林中央金庫のリスクマネジメント .....	12
情報セキュリティへの取組み .....	22
自己資本の状況 .....	23
不良債権の状況 .....	24

---

# 農林中央金庫のリスクマネジメント

## リスク管理への取組み

昨今の経済・金融情勢の変化は、金融機関経営にも大きな影響を及ぼしています。こうしたなか、金融機関が高い信頼性を維持していくためには、有効な内部管理態勢を確立し、直面しているさまざまなリスクに適切に対応する能力を高めていくことが必須となっています。

当金庫では、こうした認識のもと、より高度なリスク管理能力を確立することを目的として「リスクマネジメント基本方針」を制定し、認識すべきリスクの種類や管理の組織体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を定めています。また、管理すべきリスクを「収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）」と「オペレーショナル・リスク」に大別・分類し、リスク特性を踏まえた管理要綱を個別に定めて管理を行うとともに、これらを統合的にマネジメントすることを志向しています。

こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、当金庫全体がその重要性を十分に認識したうえで、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署などを設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備しています。

また、統合的なリスク管理と並行して、農林中央金庫法で規定されている経営の健全性確保を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント（規制資本管理）を実施しています。

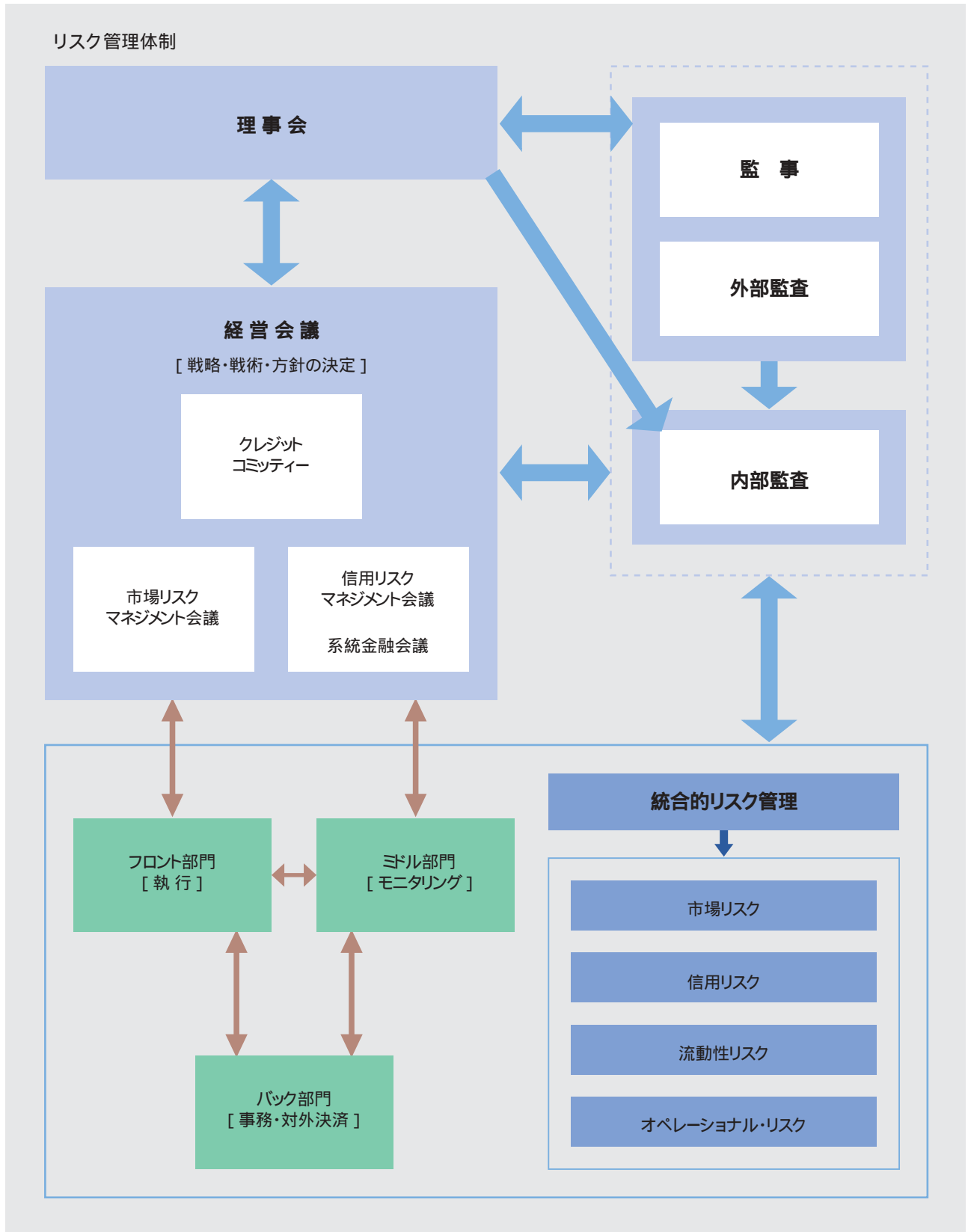
## 統合リスク管理について

当金庫が抱えるリスクには、市場リスクや信用リスクのように収益を追求するために能動的に取得するリスクと、オペレーショナル・リスクのように受動的に発生するリスクがあり、各リスクの特性に適したリスク管理を行う必要があります。国際分散投資という基本コンセプトのもと、多様な資産を組み合わせてポートフォリオを構築する当金庫にとって、これらの異なるリスクを統合的に管理し、経営体力に応じたリスクテイクと適切なマネジメントを行うことが、経営の健全性を確保するうえでの最重要課題の一つとなっています。

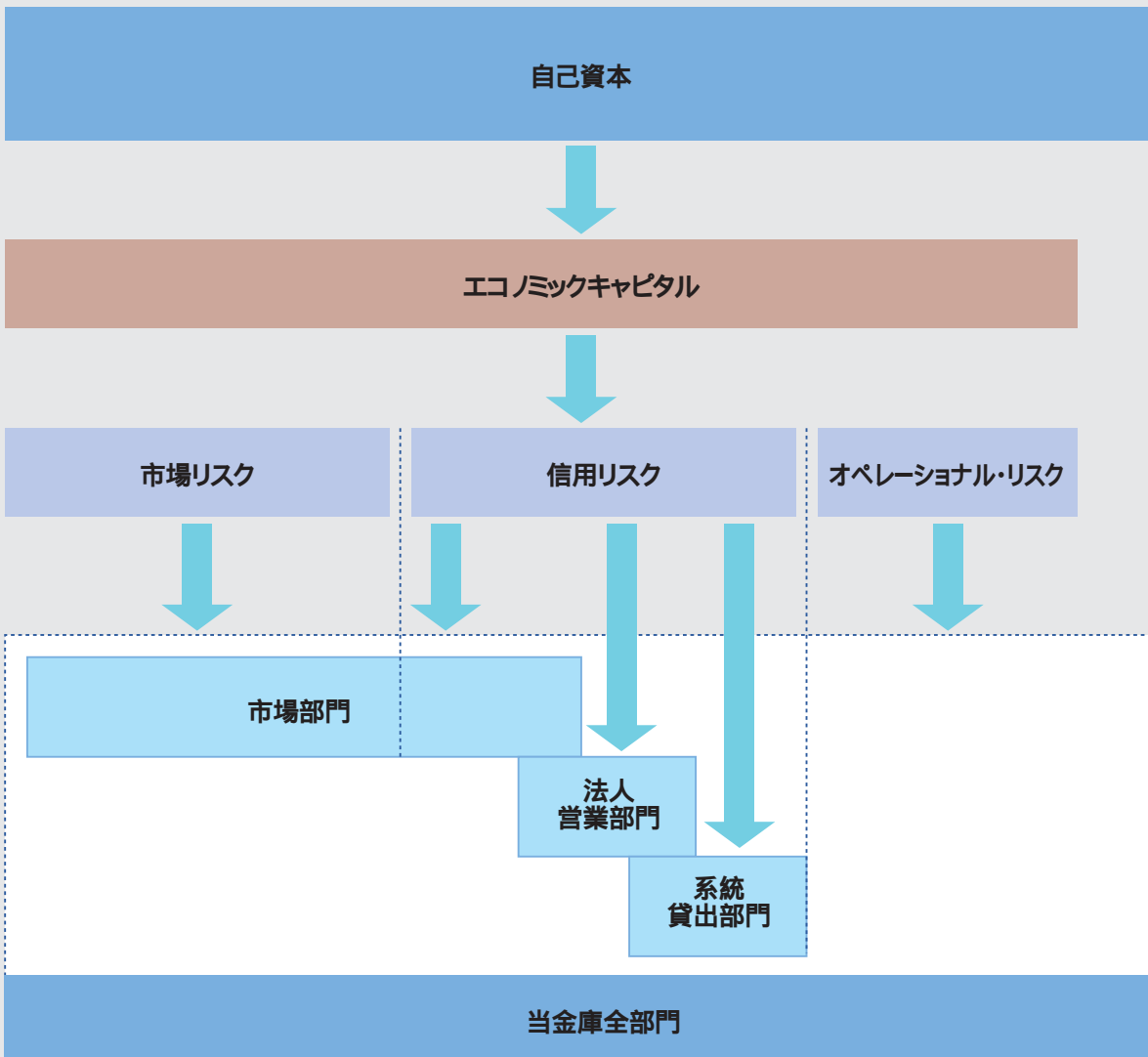
このような認識のもとで、当金庫においては、種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントを導入しています。

エコノミックキャピタルマネジメントにおいては、大別して市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象とし、国際分散投資のコンセプトを最大限活かすべく、市場部門については、運用資産や担当部署ごとの区分によらず、一体的な配賦・管理を行うなど、当金庫のビジネスモデルに適合した手法を採用しています。また、市場部門、法人営業部門、系統貸出部門等の各部門へのリスクキャピタルの配賦額は、運用方針等に基づき半期ごとに理事会で決定し、ミドルセクションにおいて期中のリスク量の推移を計測・管理しており、定期的に経営層まで報告される体制となっています。

こうした取組みを通じ、経営全体での統合的なリスク管理を進め、今後もより一層の高度化に取り組んでいきます。



エコノミックキャピタル配賦のイメージ



## 信用リスク管理

当金庫は、信用リスク取引を経営戦略上重要な収益源と位置付け、貸出などすべての信用リスク資産について、個別審査に加えて信用リスクポートフォリオの観点から統合的マネジメントを行い、信用リスクに見合った適正な収益の確保を図っています。また、当金庫は農林水産業の協同組織を基盤とする金融機関として、いわゆる系統貸出を通じ、民間金融機関として十分な信用リスク管理を実施しつつ農林水産業の振興を図っています。

### 信用リスク管理体制

当金庫の信用リスクマネジメント体制は、経営層で構成される3つの会議体を中心に成り立っています。

「系統金融会議」では、系統貸出を通じ効果的かつ効率的に当金庫の使命を果たしていく観点から系統貸出に関する基本方針・戦略を審議するとともに、個別の重要案件または大口案件について対応方針を決定します。

「信用リスクマネジメント会議」では、系統貸出以外の信用リスク取引に関する基本方針・戦略を審議するとともに、個別の重要案件または大口案件について対応方針を決定します。

「クレジットコミッティー」は、主として信用リスク管理の制度・仕組みを審議する場であり、「系統金融会議」、「信用リスクマネジメント会議」および後述する「市場リスクマネジメント会議」で討議される具体的方針などは、こうした基本的枠組みに従う必要があります。基本的枠組みには、国別・個社別の与信シーリング制度、内部格付制度、自己査定制度などが含まれ、同コミッティーにおいてはそれらを踏まえた信用リスクの統合的管理にかかる方針を審議します。

信用リスクポートフォリオの状況などのモニタリングは、フロント部門から独立したミドル部門である、リスク評価部により行われています。

### 審査体制

与信審査については、審査能力の強化を進めてきており、系統貸出、一般事業法人・公共貸出および非居住者貸出について、それぞれの特性を勘案した専門性の高い審査を行っています。一般事業法人・公共法人などに対する与信審査については、営業企画セクションから独立した審査セクションにより、当金庫がこれまで培ってきた業界融資のノウハウを活かした業種別制を採っています。各業種の担当審査役が、取引先や各事業を個別に評価するのみならず、産業調査機能を活かした同業他社比較などを通じて、よりの確な判断を下すシステムです。また、非居住者貸出については、各国の政治経済情勢の分析を行うなど、国内貸出と異なるリスクを考慮したカンントリーシーリング制度が機能しており、地域ごとの担当審査役による案件審査とあわせて適切なリスク管理を行っています。さらに、近年市場が急速に拡大している企業の売掛債権や不動産等を裏付けとするいわゆる証券化・資産流動化商品については、個別企業の信用リスク審査とは別に、投資商品のストラクチャー審査を専門に行う審査セクションが、的確なリスク把握に努めるとともに、継続的に投資商品のモニタリング・レビューを行っています。

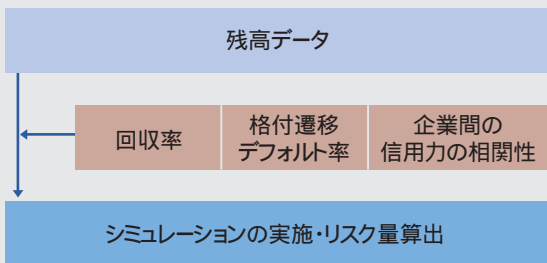
以上のような審査体制のもと、厳格な審査基準、独自の財務・キャッシュフロー分析の手法、事後のモニタリングなどによって、高度な信用リスク管理を行っています。

また、こうした審査手法を強化する一方、適正なポートフォリオの構築に向けて、ポートフォリオ全体の視点から取り組むマネジメント手法を導入しています。内部格付に応じた与信限度額を設定し、企業ごとのシーリング管理を通じリスク量のコントロールを行うとともに、内部格付・保全状況に応じて金利設定を行い、リスクに見合ったリターンを確保する取組みを進めています。

### 信用リスクの計量化

信用リスクについては、各種のシーリング制度や案件ごとの審査を通じて過度な個社・業種、商品などへの集中を抑制するようにバランスのとれたポートフォリオ・マネジメントを行っているほか、統計的な手法を用いてリスク量を計測する取組みを進めています。

#### 信用リスク量算出イメージ



### 信用リスクの計測手法

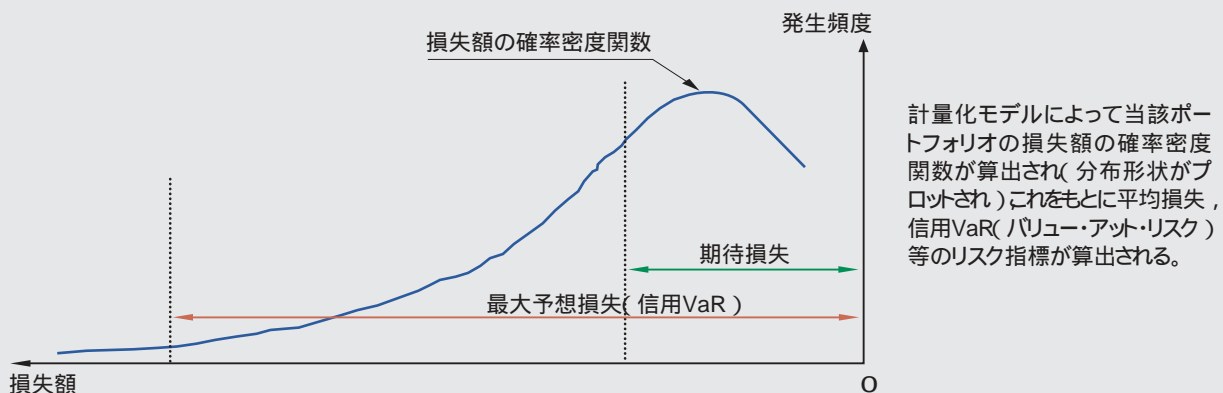
信用リスクとは、取引先の経営状態が悪化することなどによる社債の市場価値の減価、貸出金の延滞や返済不能により発生する信用供与額の経済的損失を意味し、当金庫ではこのような信用リスクの計量化に取り組んでいます。

信用リスクの計量化は、貸出金、保証、外国為替、社債などの有価証券に加えスワップ取引などのオフバランス取引を対象としており、取引先別では国内外の法人、金融機関を対象としています。

これらの与信額に対して、過去の実績や将来の見通しを踏まえて定める格付の遷移率（ある格付から別の格付に移行する確率）、格付別のデフォルト率、倒産などの場合の回収率、企業間の信用力の相関性などのデータを用いて、取引先や商品の格付変動、デフォルトなどが発生するシナリオを数万パターンにわたってシミュレーションし、発生する可能性のある損失額の分布を算出します。

この損失額については、今後1年間で発生が見込まれる損失額の平均値である「期待損失」と、シミュレーション上では最悪の状況で発生する可能性がある「最大予想損失」の2つのリスク量を算出し、リスクに対する収益性のチェックやビジネスカテゴリーごとに割り当てるリスクキャピタルの配賦などに役立てることに努めています。

#### 信用リスク管理モデルの基本的な構成図



## 市場リスク管理

当金庫は、市場関連取引を経営戦略上重要な収益源およびリスクヘッジの手段として位置付け、金利リスク・価格変動リスクなどの市場リスクを、十全なリスク管理体制のもとで的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。

こうした経営戦略を確実に行うために、意思決定、執行、結果の監視(モニタリング)の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制し合う仕組みを構築し、十全なリスク管理を実施しています。

今後も人員、システム面およびリスク量分析などの技術面での一層の充実を図り、リスク管理の一層の高度化に努めます。

### バンキング業務(ALM)

バンキング業務における市場リスクの適切な管理は、金融機関経営の安定に不可欠なものです。

当金庫では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMのなかで、これらのリスク管理に早くから取り組んでおり、資金収支の静態的、動態的な金利感応度分析や資産価格の金利感応度分析など、さまざまな角度からの分析結果をもとに金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努力しています。

### 市場ポートフォリオ

バンキング業務のうち、有価証券などによる市場ポートフォリオはその重要性に鑑み、特に市場リスクを重点的に分析・管理しています。そのフレームワークは以下のとおりです。

### [意思決定]

市場取引についての重要な意思決定は、経営レベルで行います。経営層で構成される「市場リスクマネジメント会議」において、関係部長を含めて市場取引にかかる具体的方針などについて検討・協議のうえ、意思決定を行います。

検討に際しては、市場動向・経済見通しなどの投資環境分析に加え、当金庫の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMも十分に考慮しており、これらをもとにして適切な判断を行っています。「市場リスクマネジメント会議」は、原則として月に1回(実績としては、ほぼ毎週)開催のほか、市場動向などに柔軟に対応すべく必要に応じて随時開催しています。また、市場動向に関する日常的な情報交換を緊密に行うことを目的として、関係役員および部長による情報連絡会を毎週開催し、適切な判断を迅速に行うための情報・認識共有を行っています。

### [執行]

ポートフォリオ部門は、「市場リスクマネジメント会議」などで決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを執行します。これらの執行を担当する部署であるフロントセクションは、効率的な執行を行うとともに常に市場動向を注視し、新たな取引方針などについての提案を行います。



#### [ モニタリング ]

「市場リスクマネジメント会議」などで決定された方針に基づき、フロントセクションが適切な執行を行っているかどうかをチェックし、リスク量などの測定を行うのがモニタリング機能です。この機能はリスク評価部が担っており、日次ベースを中心とするモニタリング結果はその内容に応じて定期的に経営層まで報告されます。報告されたモニタリング結果は、「市場リスクマネジメント会議」などにおけるポートフォリオのリスク状況の確認および今後の具体的方針検討のための基本資料として活用します。

#### [ アラームシステム ]

当金庫では、リスク管理のためのツールとして、「チェックポイントシステム」と呼ばれるアラームシステムを採用しています。市場ポートフォリオ全体のリスク量が、経営体力をもとに定めた一定のレベルに達した場合に、市場リスクマネジメント会議において経営層以下で対応策などを協議します。また、相場が短期間で一定以上急変した場合にもアラームが発出され、対応策などの協議を行います。こうした仕組みにより、迅速かつ確なリスク管理を行っていますが、今後もより一層高度な管理体制を構築するよう努力します。

#### [ リスクの計測手法 ]

市場リスクとは、金利変動による収支変化、および金利・株式・為替などの市場変動により保有資産と負債の価値が変化し、損失が発生する可能性のあることを意味します。

バンキング業務においては、金利変動に応じた収支コントロールが重要であり、あらかじめ一定の金利変化が起こった場合に収支がどの程度影響を受けるかを把握する必要があります。当金庫では、資産・負債の金利感応度を算出し、資産・負債全体での収支変動計数(基準金利が1%変化した場合の利鞘・含み損益の増減)を計測・把握し、シナリオに基づくシミュレーションなどの手法を組み合わせることで、バンキング業務全体の金利変動に対する収支の影響度を把握しています。

また、債券・株式・為替などの価格変動リスクを考慮したリスク量の計測やストレス状況下を想定したシナリオシミュレーションをバンキング勘定を対象に実施しており、市場の変動が保有資産の価値にどの程度影響を与えるかについても把握しています。

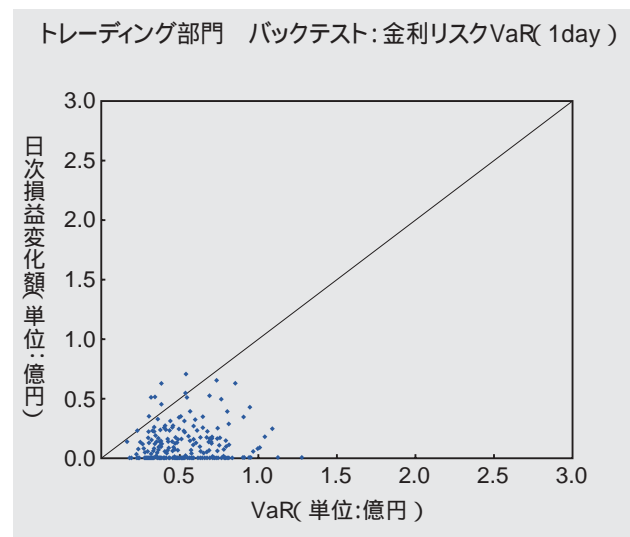
#### トレーディング業務

市場の短期的な変動などを収益化するために取り組んでいるトレーディング業務については、売買執行にあたるフロントセクションが他の取引を行うセクションと明確に組織区分されています。また、フロントセクションがリスク対リターン観点からあらかじめ定められたポジション枠や損失枠などの範囲内で取引を行い、目標収益の達成を目指します。



[ アラームシステム ]

ポジションや損失などが一定水準を超えた場合には、通知・警告がフロントセクションに対して出され、その水準に応じて改善策の策定や取引量の縮小・取引停止などの対応を義務付けています。



バックテストの結果 昨年度(2005年4月~2006年3月)246営業日のうち日次損益のマイナスの変化額がVaR(1day)を超過した回数は8回でした。このうち4回は市場の特殊要因等に起因すると認められたものであり、モデル自体に起因する超過ではなく、当内部モデルは前提とする確率内(片側99%)において妥当であることが実証されています。

トレーディング部門  
金利リスクVaR(1day)の推移

	VaR(億円)
2005年06月30日	0.7
2005年09月30日	0.5
2005年12月30日	0.2
2006年03月31日	0.4

[ リスクの計測手法 ]

当金庫では、BPV(ベース・ポイント・バリュー)・SPV(スロープ・ポイント・バリュー)・オプション性リスクパラメーターおよびVaR(バリュー・アット・リスク)によりリスク量を計測し、リスクリミットに対する監視を行っています。

また、リスク量計測に用いる内部モデルについては、実際の損益の変動との比較(バックテスト)を継続することによりさらに精度を上げていくと同時に、新しい金融技術・情報技術を活用し計測手法の一層の高度化を図っています。なお、リスク量計測に用いる内部モデルは自己開発したもので、所要自己資本量算出にも用いられ、外部監査法人による定量的、定性的監査を受け妥当性について承認を得ています。

用語解説

BPV(ベース・ポイント・バリュー)

現在のポジション保有状況で金利が0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。当金庫では、イールドカーブが平行移動した場合の影響を把握する指標として、トータルデルタを用いています。

SPV(スロープ・ポイント・バリュー)

イールドカーブが非平行移動した場合の影響を勘案するための指標です。イールドカーブのグリッドごとのBPV絶対値を合計したもので、各グリッドの金利がすべてポジションに損失を及ぼす方向へ0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。

オプション性リスクパラメーター

債券オプション等の金融商品では、その基準となる金利等の指標の水準や変動性(ボラティリティ)と連動してポジション量や価値が変化するというオプションに特有なリスク特性がみられます。当金庫では、こうした連動性・感応度を評価する指標として、デルタ(指標の水準変動に対する価値変化の割合)、ガンマ(水準変動に対するポジション量変化)、ベガ(ボラティリティ変動に対する価値変化)等を用いています。

VaR(バリュー・アット・リスク)

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当金庫では、保有期間1営業日と10営業日、信頼区間片側99%(変動幅2.33標準偏差)のVaRを分散・共分散法により算出しています。



## 流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスクを「市場環境の急激な変化などによりポジションを迅速かつ適正な価格で構築または解消できないリスク（市場流動性リスク）および「手許資金が減少し取引の決済に支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る場合のリスク（資金繰りリスク）」と定義し、「流動性リスク管理要綱」を定めて適切なマネジメントに努めています。

市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要なファクターと位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、具体的な投資戦略の策定の際にも市場流動性リスクを考慮した検討を行っています。

また、資金繰りリスクについては、そのマネジメントが業務継続、ポートフォリオの安定的な運営を行ううえでの前提となるため、運用・調達ともに通貨ごと、商品ごと、拠点ごとの期日管理を行い、日次・月次ベースでの資金計画を作成し、市場動向に留意しながら安定的な流動性の確保に努めています。

## オペレーショナル・リスク管理

当金庫では、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを除いたその他のリスクを「オペレーショナル・リスク」と定義し、「オペレーショナル・リスク管理要綱」を定めて管理しています。

オペレーショナル・リスク管理は、受動的に発生する事務・システム・法務などの各種リスクに優先順位をつけて対応することで、有限な経営資源の合理的な配分を可能とし、本源的に収益を生まないタイプのリスクの発生可能性、想定損失額を極小化することを目的としています。

具体的な管理にあたっては、リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク（事務リスク、法務リスク、システムリスクなど）と、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク（業務継続リスクなど）とに大別し、リスク特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しています。

基本的な管理の進め方としては、以下のプロセスに沿った取組みを行っています。

### リスクの特定

組織の業務運営のなかで、どこに、どれくらいリスクが存在するのかを特定・識別する。

### リスクの分析・評価

多様なリスクを一定の分類基準によって整理し、リスク特性や顕在化の過程などを分析のうえ、一定の前提・仮定を置いたうえで定量化を含めてリスクを評価する。

### リスクの管理・削減

リスク分析・評価を踏まえて、リスクを引き受けるのか、一定の範囲内に制御するのか、移転するのか、回避するのかを検討し、方針を定め、管理・削減方策を実施する。

### モニタリング

方針や方策が適切に実施されているか、リスクが十分に管理されているかを把握し、モニタリングを行う。

## 報告

オペレーショナル・リスク管理状況に関する定期的な経営層への報告を行い、必要に応じてリスク管理の枠組みなどについて見直しを実施する。

## 検証

独立した部署によって、マネジメントプロセスそのものに対する内部監査を行う。

## 事務リスク管理

当金庫では、事務リスクを「業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、手続に定められたとおりに事務処理を行うことを怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク、実務規定の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク」と定義し、「事務リスク管理要綱」を定めて管理しています。

具体的には、事務手続の整備、事故・事務ミス発生状況の把握および再発防止策の実施、自己検査・自主点検、リスクアセスメントならびに障害訓練の実施などに取り組み、事務リスクの削減に努めています。また、預貯金者保護法や信農連との最終統合など、業務プロセスや事務手続に影響を与える重要な環境変化に適切に対応することで、事務リスク管理に十全を期しています。

## 法務リスク管理

当金庫では、法務リスクを「経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結などに起因し、損害が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク」と定義し、「法務リスク管理要綱」を定めて管理しています。

当金庫は、従来からの金融サービスに加え、系統信用事業の組織整備、新しい金融サービスの提供や投

資業務に積極的に取り組むなかで、法務リスク管理を全部店で管理すべき重要な経営課題の一つと位置付け、管理の高度化に努めています。

具体的には、業務に関係する法令を各所管部・業務別にデータベース化し、法令の制定改廃状況の把握と業務への迅速・正確な反映ができるように努めています。また、個別案件のリーガルチェックや契約書作成・審査については、法務担当部署が関係各部店を十全にサポートし、法務リスクの極小化を図るよう努めています。

## システムリスク管理

システムリスク管理については、社会インフラとしての金融サービスの安定的な提供という使命に加えて、個人情報保護や、偽造・盗難キャッシュカード対策などを背景としたセキュリティ上の視点からも、より高度な対応を求められるようになっていきます。また、パーゼル（新BIS規制）のオペレーショナル・リスク管理や、企業改革法への備えとしても、情報システムにかかる内部統制の高度化が必要となっています。

当金庫では、このような社会的要請を背景として、継続的にシステムリスク管理態勢を見直すとともに、「システムリスク管理要綱」をはじめとする各種の規定・手続などを整備し、一層の内部統制強化に努めています。

また、すべての重要システムを対象として、FISC（金融情報システムセンター）安全対策基準などに基づく網羅的なアセスメントによるリスク評価を実施し、改善計画である「システムリスク管理計画」を策定のうえ、継続的な整備を実行しています。

# 情報セキュリティへの取組み

## 情報セキュリティの重要性

金融業務の多様化・自由化や情報技術の急速な発達に伴い、情報資産(情報および情報システム)の適切な保護・管理・利用は極めて重要な経営課題となっています。

当金庫は、お客さまのお取引などにおいて情報を入力する立場にあり、また自らも経営戦略上の機密情報をはじめさまざまな情報を保有し、各種業務に利用しています。一方、情報システムのオープン化が進み、個人レベルでの情報のやりとりが日常化するなど、情報を処理する環境や目的が多様化しています。このため、従来にも増して組織的な情報セキュリティへの取組みが重要になっています。

## 運営態勢

当金庫における情報セキュリティの運営態勢は、本部に設置されている情報セキュリティ委員会(委員長:コンプライアンス統括部担当理事)を中心に、各本店(各部・支店・事務所)に配置された情報セキュリティ責任者(部店長、データ管理者を兼ねる)・情報セキュリティ担当者(部店長が任命)により運営されています。

情報セキュリティ委員会は、当金庫の情報セキュリティの確保・向上などを図るための審議を行う委員会です。重要な事項は、理事会で決定しています。

## 個人情報の保護

平成17年4月より個人情報保護法が全面施行され、当金庫は、個人情報取扱事業者として新たな態勢の構築を行いました。個人情報の適正な取扱いがなされるよう取組みの円滑な導入と有効性・実効性の確保に向け、従業員への教育・研修などを進めています。

また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応するとともに、個人情報の取扱いおよび安全管理についての措置を適宜見直し、改善しています。

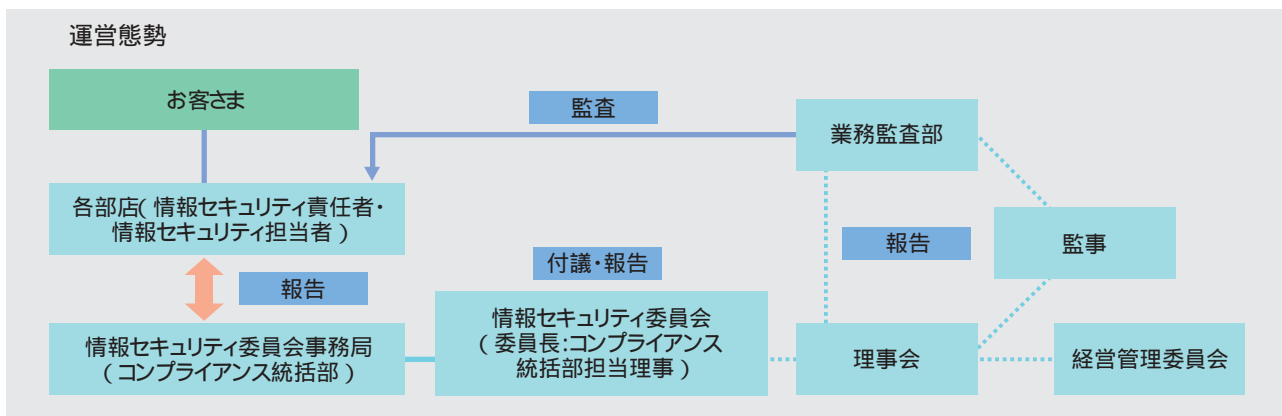
加えて、系統組織の指導機関である全中(全国農業協同組合中央会)や全漁連(全国漁業協同組合連合会)などと連携し、系統金融グループ全体の個人情報保護の一層の向上を支援しています。

### 個人情報保護宣言(抜粋)

個人情報の取得	業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
個人情報の利用目的	取得した個人情報は、個人情報の利用目的に沿って利用します。
個人データの第三者提供	特定の場合を除き、ご本人の同意なく第三者へ個人データを提供しません。
機微(センシティブ)情報の取扱い	特定の場合を除き、機微(センシティブ)情報の取得、利用または第三者提供を行いません。
個人データの安全管理措置	個人データの安全管理のための措置を講じます。また、従業員および委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
保有個人データの開示、訂正、利用停止など	個人情報保護法に基づく保有個人データの開示、訂正、利用停止などに対応します。
苦情などのお問い合わせへの対応	個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、誠実かつ迅速に対応します。

詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

<http://www.nochubank.or.jp/>





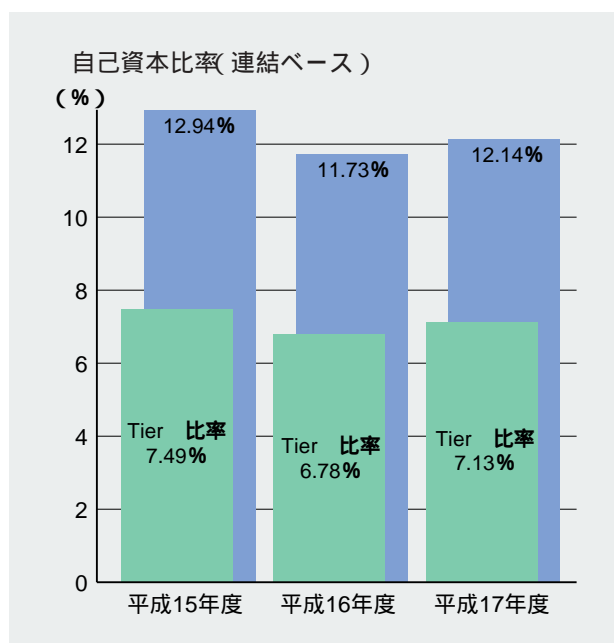
# 自己資本の状況

## 強固なメンバーシップを基盤とする充実した自己資本

### 自己資本比率の状況

当金庫では、系統団体やお取引先の多様なニーズにおこたえしていくため、また、グローバルマーケットにおいて多種・多様な運用を行い、収益規模の拡大・安定化を図るため、自己資本の充実を経営の重要課題として位置付け、取り組んでいます。

平成18年3月末における当金庫の自己資本比率は、連結ベース(連結対象社数13社)で12.14%、単体ベースで12.10%となりました。



### 自己資本の充実と業務基盤の拡充

平成17年度は、当金庫の会員(出資者)である系統団体のご協力により、普通出資増資2,257億円、永久劣後ローンの借入2,129億円、ならびに宮城県信農連との統合に伴う後配出資増資143億円を実施したほか、内部留保の積み増しなどにより、大幅な自己資本の拡充を実現しました。

中長期的な収益の確保を目的に継続的かつ積極的に優良な運用資産を取得しつつ、また、業務提携などに伴う外部出資も実施しましたが、資本増強を背景として、自己資本比率は連結ベース、単体ベースともに、前期に比較して上昇しました。

当金庫としては、今後とも経営の健全性を確保しつつ、系統団体やお取引先、内外マーケットのニーズと信頼におこたえしていくため、自己資本について、質・量の両側面から充実を図っていくことが重要と考えています。そのため、系統団体のご理解とご協力を得ながら、内部留保の増強に努めるとともに、資本充実のための諸施策の検討を行い、可能なものから実施したいと考えています。

### 強固な資本基盤

当金庫は、米国の2大格付機関であるスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社から格付を取得し、国内金融機関ではトップクラスの評価を得ていますが、系統組織のメンバーシップによる強固な資本基盤を有していることが、その主因の1つとなっています。

なお、金融機能の回復や信用供与の円滑化の目的から、これまで大手行などに対して公的資本注入が実施されてきましたが、当金庫は、自己資本の状況などを踏まえ、現在まで公的資本注入の申請は一度も行っていない。

# 不良債権の状況

## 不良債権処理の着実な実践

### 資産の健全性維持の仕組み

当金庫は、貸出金を中心とする各債務者に対する与信に対して、内部格付、自己査定、償却・引当の3つのステップを経ることで、資産の健全性を常に維持しています。

#### 内部格付

当金庫では、債務者の状況を定量面、定性面から総合的に評価することにより、内部で設定した格付を債務者ごとに付与しています。内部格付については、取引先の決算公表を受けて定期的に行う「定期見直し」と取引先の信用力の変化の状況を勘案して行う「随時見直し」により、適宜適切に見直しています。

与信枠、スプレッドガイドライン、各種シーリングなどは格付に応じてあらかじめ設定されており、内部格付が日常的な与信管理の中核的なツールとなっています。

また、同一格付に区分されたグループから発生するデフォルト実績を継続的に把握し、統計的な処理によって、格付ごとに平均的に発生することが見込まれる倒産確率を算出のうえ、信用リスクの計量化の基礎係数として使用しています。

#### 償却・引当と区分表

内部格付	自己査定		償却・引当方法	
	債務者区分	資産分類区分		
1-1 1-2 2 7	正常先	分類	過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乘じた予想損失額を一般貸倒引当に計上	
8-1 8-2 8-3 8-4	要注意先 その他要注意先 要管理先	分類	信用力に応じてグループ分けを行いグループごとに過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乘じた予想損失額を一般貸倒引当に計上 グループ分けは「要管理先」と「その他要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化 大口要管理先についてはDCF法による引当を実施	
9	破綻懸念先	分類	個々の債務者ごとに分類された分類額(担保・保証などによる回収が見込まれない部分)のうち必要額を算出し、個別貸倒引当金を計上	
10-1 10-2	実質破綻先 破綻先	分類	個々の債務者ごとに分類された分類額(回収不能または無価値と判定される部分)は税法基準で無税償却適状となっていないまでも、原則財務会計上すべて直接償却し、分類額は全額個別貸倒引当金を計上	

#### 債務者区分

正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

#### 資産分類区分

分類	回収の可能性について問題のない資産
分類	回収について通常の場合を超える危険性のある資産
分類	回収について重大な懸念があり損失発生の可能性が高いがその損失額を合理的に推計することが困難な資産
分類	回収不能または無価値と判定される資産

#### 自己査定

当金庫では、自己査定を毎年3月、6月、9月、12月の年4回実施しています。

自己査定実施時には、まず、内部格付に基づいた債務者区分を行い、与信先を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分しています。

次に、債務者区分に従い、各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、分類から分類までの4つの資産に分類しています。

#### 償却・引当

当金庫では、債務者区分に応じて、償却・引当の基準を定めて貸倒引当金の計上および償却を実施しています。

正常先および要注意先については、グループごとに過去の貸倒れなどの毀損実績に基づき算定した予想損失率により一般貸倒引当金を計上しているほか、要注意先のうち要管理先の一部大口先についてはDCF(ディスカウントキャッシュフロー)法による個別的な引当を実施しています。また、破綻懸念先以下の債務者については、個別に担保・保証などでカバーされない分類金額のうち必要な額を算定して個別貸倒引当金を計上しています。

## 不良債権処理の実績

平成17年度の与信関係費用は、前年度に比べ538億円減少し、425億円とマイナスに転じました。これは、取引先の業況改善や返済などにより要管理先および破綻懸念先の残高が減少したことから、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金ともに大幅に減少したことによるものです。この結果、貸倒引当金残高は2,264億円となりました。

不良債権のオフバランス化にも積極的に取り組んでおり、平成17年度中に売却・回収などにより1,218億円の不良債権をオフバランス化しました。一方で、債務者区分を厳格に判定した結果、破綻懸念先以下の債権が新たに517億円発生しました。

平成17年度の与信関係費用

(単位:億円)

貸出金償却	11
個別貸倒引当金繰入額	163
一般貸倒引当金繰入額	274
特定海外債権引当勘定繰入額	1
その他	1
与信関係費用計	425

## 開示債権の状況

### リスク管理債権

元利払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金や貸出条件緩和債権(債務者の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、債務者に有利な取り決めを行った貸出金等)を延滞債権や破綻先債権に加えて開示したものです。

平成18年3月末のリスク管理債権総額は2,919億円で貸出金総額に占める割合は2.44%でした。前年度と比べると、破綻先債権が112億円増加したものの、延滞債権が766億円、貸出条件緩和債権が1,161億円それぞれ減少し、全体で1,818億円の減少となりました。

なお、リスク管理債権の海外比率はおよそ2%で、地域別の内訳は、欧州15億円、米国44億円です。

リスク管理債権の業種別構成

(単位:億円)

	リスク管理債権	構成比
国内	<b>2,860</b>	<b>100.0%</b>
製造業	801	28.0%
第一次産業	544	19.0%
建設業	13	0.5%
卸売・小売・飲食店	833	29.2%
金融・保険業	210	7.4%
不動産業	25	0.9%
電気・ガス・熱供給・水道業		
運輸・通信	40	1.4%
サービス業	390	13.6%
地方公共団体		
その他	0	0.0%
海外	<b>59</b>	<b>100.0%</b>
政府等		
金融機関		
その他	59	100.0%

### 金融再生法開示債権(参考)

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)第6条に基づき、基本的には3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権を要管理債権とし、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権を危険債権、法的に破綻している債務者に対する債権などを破産更生債権およびこれらに準ずる債権として開示したものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権は155億円、危険債権は1,666億円、要管理債権は1,143億円であり、合計で2,965億円となりました。これは前年と比べて1,871億円の減少となります。

なお、金融再生法開示債権に対するいわゆる保全率(担保保証などに個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を加えた保全額を開示債権合計額で除したものは83.4%です。



### 今後の取組み

当金庫における不良債権処理の取組みについては、内部格付、自己査定、償却・引当という恒常的な与信管理プロセスのなかでタイムリーかつ厳格な対応を進めつつ、企業自身の自助努力や金融機関によるサポートにもかかわらず再生が難しいと判断される場合には売却などにより最終処理を行っています。

平成14年10月に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定の厳格化などを通じて不良債

権比率を低下させ金融システムの安定化を図ることとされていましたが、当金庫もそうした金融当局の基本方針に沿って同比率の低下に努めてきました。今後も低水準の不良債権比率を維持し、比率を改善すべく不良債権処理を着実に進めます。

また、適切な与信管理と着実なオフバランス化対応を進めるとともに、信用リスクマネジメントの高度化によりリスクに応じたリターンを確保する取組みを一層強化し、資産の健全性と収益性を維持・確保していきます。

当金庫の債務者区分と貸倒引当金の状況(平成18年3月31日現在)

(単位:億円)

自己査定					貸倒引当金	金融再生法に基づく開示債権	リスク管理債権(注2)
債務者区分	分類	分類	分類	分類			
破綻先 実質破綻先	破綻懸念先	担保・保証により回収可能な部分	全額引当	全額償却または引当	個別貸倒引当金 1,047	破産更生等債権 155	破綻先債権 129
		担保・保証により回収可能な部分	引当率 84.1%			危険債権 1,666	延滞債権 1,656 (注3)
要注意先	要管理債権 (要管理先債権) その他要注意先	非保全部分に対する引当率 47.4%			一般貸倒引当金 1,212 (注1)	要管理債権 1,143	3か月以上延滞債権
		要管理債権以外の要注意先債権				正常債権 118,939	貸出条件緩和債権 1,133
正常先	正常先債権						

注1 一般貸倒引当金の予想損失率は、正常先については0.53%、要管理先を除く要注意先については11.48%、要管理先については15.01%となっています。

注2 金融再生法に基づく開示債権の合計額とリスク管理債権の合計額との差額は、貸出金以外の債権額です。

注3 リスク管理債権における「延滞債権」には、森林組合などの転貸資金のうち転貸先の信用力を勘案し、自己査定上の債務者区分が「要注意先」となる債権(9億円)が含まれます。